

白岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

使用者の利便性の向上と徴収経費の削減を図るため、農業集落排水処理施設使用料を水道料金と合算請求することに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。

2 改正の概要

(1) 第15条第2項関係

水道料金と合算請求することに伴い、水道料金と同一のお知らせにより口座振替を行えるよう、給水条例に合わせて文言整理を行う。

(2) 第15条第2項ただし書関係

水道料金と合算請求することに伴い、水道料金と同一の時期に徴収を行えるよう、給水条例に合わせてただし書を追加する。